

## 東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免について

### 《市長コメント》

建築確認申請等手数料の減免措置の実施について、お知らせいたします。

本市では、東日本大震災により被害のあった方が建築物等を建築する場合、石巻市建築基準等に関する条例に基づき、災害の発生した平成23年3月11日から2年以内の今年3月10日までの間、建築確認申請等手数料を全額免除してまいりました。

しかし、未だ多くの被災した建築物等が復旧されていない状況であることから、独自支援策として、東日本大震災により建築物等を全壊または大規模半壊の被害のあった方が、建替えのため新築または改築する場合、更に3年延長し、平成28年3月10日までの間、建築確認申請等手数料を全額免除することといたしました。